

小金井市職員の懲戒処分に関する指針

飲酒運転等関係		懲戒処分の種類
飲酒運転で人身事故を伴うもの	酒酔い運転で人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせた場合	免職
	酒酔い運転で人に傷害を負わせた場合	免職
	酒酔い運転で人に傷害を負わせ、かつ事故後の救護を怠る等の措置義務違反(以下「救護等の措置義務違反」という)をした場合	免職
	酒気帯び運転で人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせた場合	免職
	酒気帯び運転で人を死亡させ、または重篤な傷害を負わせ、かつ救護等の措置義務違反をした場合	免職
	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合	免職または停職
	酒気帯び運転をして人に傷害を負わせ、かつ救護等の措置義務違反をした場合	免職
	飲酒運転であることを知りながら、これに同乗した場合または、同乗しない場合でそれを容認した場合	免職または停職
	飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、または飲酒を勧めた場合	免職、停職または減給
その他、交通法規違反	酒酔い運転をした場合	免職または停職
	酒酔い運転をし、かつ物の損壊をした場合において、その後の危険防止を怠る等の措置義務違反(以下「危険防止等の措置義務違反」という)をした場合	免職または停職
	酒気帯び運転をし、または著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	停職または減給
	酒気帯び運転をし、または著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、かつ物の損壊をした場合において、危険防止等の措置義務違反をした場合	免職または停職

管理監督者・関係職員		懲戒処分の種類
管理監督責任	所属職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、その事実を隠蔽し、または黙認した場合	停職または減給
	所属職員が懲戒処分を受けることに関し、指揮監督に適正を欠いていた場合	減給または戒告
関係職員の懲戒処分	非違行為をした職員に対し、当該非違行為にかかる事項を教唆し、または当該非違行為をほう助したと認められる場合	停職、減給または戒告
	職員の非違行為を了知していたにもかかわらず、これを黙認し、または当該職員とともに非違行為の全部または一部を行なった場合	減給または戒告

2006年12月11日